

事 務 連 絡
令 和 5 年 2 月 1 日

介護保険施設
町指定居宅介護支援事業所
五戸町地域包括支援センター

管理者 様

五戸町介護支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

日頃より、当町の介護保険行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、令和2年4月13日付けの事務連絡において、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で合算できる臨時的対応（以下「臨時的対応」という。）をお示ししたところですが、今般、厚生労働省から臨時的対応は原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できる旨、通知がありました。

つきましては、要介護認定について、下記の取扱いといたしますので、事業所内において周知して下さるようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて
更新申請において、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、現在の認定有効期間に新たに12ヶ月の期間を合算する臨時的対応は原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用する。
- 2 認定調査業務について
町から委託を受けた認定調査業務において、面会ができず認定調査が行えない場合は、介護支援課介護保険班へご連絡ください。

お問い合わせ先
五戸町介護支援課
介護保険班 担当：柏田
TEL 0178-62-7956（直通）